

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業
入札説明書等に関する質問への回答(第3回)

令和3年1月

立川市

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

入札説明書に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1	24	第7	4			ア		資金計画・事業収支計画	アの四角で囲まれた文章に「一時支払金(消費税及び地方消費税相当額含む)」とあることから、一時金には消費税を含めた額を市から事業者にお支払いいただけると解釈しています。一方、割賦金相当分の消費税は、原案に支払方法が明示されていません。割賦部分の消費税は60回の分割払いでしょうか、あるいは、前記一時金のときに割賦部分も一括して市から事業者を支払われるのどちらでしょうか。	割賦部分の消費税は60回の分割払いです。

事業契約書(案)に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		○	30	9		68	3	6		市による契約の終了	<p>契約約款第68条第3項(6)(以下、当該条項と呼ぶ)を以下の通りに修正していただきたく存じます。 「落札者の代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が、基本協定書第12条第1項各号のいずれかに該当したとき。(以上)」 【理由】 事業者は、資金調達先の金融機関から、発生し得る契約解除違約金(満額)に対するカバー策を要求されます。事業者がカバー策を策定しようとしても、契約解除違約金額が多額ですので、結果事業者の資金調達を阻害することにつながります。例えば、【本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払方法」の「①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の30に相当する金額】満額をカバーするための現金リザーブは数億円になることが予想されますし、履行保証保険に加入できたとしても、事業者が支払う保険料は多額になり、結果貴市の財政負担を増大させます。また、とりわけ地元企業が多額の契約解除違約金を懸念することで「地元企業の積極的な参加を期待する」PFI事業としての要素を欠くものとなる可能性があります。事業者の円滑な資金調達促進の観点から、事業者が当該条項に該当した場合であっても、契約約款第68条第4項(1)アおよび(2)アが適用されるよう修正していただきたい次第です。</p>	<p>原案のとおりとします。 事業契約約款(案)第68条第3項(6)は、本事業の入札手続において、事業者による談合等の不正行為により、本市が契約を解除することになった場合の規定になります。 本市では、平成15年度に発生した競争入札妨害・贈収賄事件を重く受け止め、市政への信頼回復のために透明性・競争性の高い入札・契約制度改革などに取り組んでいます。現在、本市の契約案件においては、「談合その他不正行為による解除」に係る違約金等については、原則として当該割合を適用することとしており、本事業もその経緯を踏まえた設定としております。 本市の入札・契約制度改革の趣旨及び経過については、以下の本市ホームページに掲載しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。 入札・契約制度改革 https://www.city.tachikawa.lg.jp/shise/keyaku/index.html</p>

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	a)	項目等	質問内容	回答
1	3	47							建設、維持 管理及び運 営業務期間 中の保険	維持管理及び運営期間中において、貴市は建物総合損害共済に加入する予定とのことですが、給食センター敷地内の貴市所有の共済の補償対象となりうるすべての物件に対し、再調達価額を共済金額とし、当共済に加入するという点でよろしいでしょうか。	補償対象については、事業者の提案に基づく本施設の整備状況を踏まえて、本市において決定しますが、現時点では、調理場本体の「建物(一般的な電気・給排水・空調・消防設備などは「建物」の付属設備とされる)」を対象とすることを想定しています。なお、本市では、「工作物(建物以外の用途に用いられる屋外の構築物)」について、共済加入の目安を取得価額が1,000万円以上のものとしています。共済委託物件の価額については、建物は「再調達価額」によって定められ、動産及び工作物は「取得時、及び構築時の価額」によって定められます。
2	3	47							建設、維持 管理及び運 営業務期間 中の保険	維持管理及び運営期間中において、貴市は建物総合損害共済に加入する予定とのことですが、既に稼働している立川市学校給食共同調理場でも同様の共済に加入しているのでしょうか。連続した敷地内にそれぞれ所在することからリスク分析の参考にさせていただきたく、質問させていただきました。	お見込みのとおりです。なお、現共同調理場では、建物本体、車庫、バイク置場、ゴミ置場を補償対象としています。
3	3	47							建設、維持 管理及び運 営業務期間 中の保険	第1回質問回答(令和2年11月)で、貴市が建物総合損害共済に加入する予定とありましたが、今回の事業費で整備するものの中で、共済金の支払いの対象にならないものはありますか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答NO.1をご参照ください。
4	4	51	2	表3					割賦原価支 払回数につ いて	第1回事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.21により、割賦原価支払回数は60回とする旨の回答がございました。関連事項として、割賦手数料の計算期間の考え方としては、以下のとおりでよいでしょうか。 <考え方> ① 割賦金利計算期間(全)期間: 引渡日から令和30年7月末日(両端入れ) ② 各回割賦金利計算期間=①÷60回(但し、各回小数点以下の日数については端数切捨てとし、最終回で調整)	①引渡し日から令和20年7月末日までです。 ②事業契約約款(案)別紙4表3に記載のとおり、全60回払いを前提に提案してください。

要求水準書に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
1	○		12	第1	6	(1)	②				敷地条件	「敷地内の樹木は、令和3年度前半に本市が伐採予定…」とありますが、樹木伐採し整地後の測量図は立川市より提供されるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書資料4「事業予定地測量図」をご参照ください。なお、本市が樹木伐採後に追加の測量を行う予定はありません。
2	○		12	第1	6	(1)	②				不発弾調査	「今後、本市において現況地盤面より-1.5mまでの水平探査を実施予定である。事業者は、基礎工事の施工等に伴う安全性確保のため、必要に応じて追加の調査を行うこと。」とありますが、建物基礎等は1.5m以下となることが必然と考えますので、現況地盤面より-3.0mまでの水平探査は貴市での調査範囲としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。事業者において必要に応じて追加の調査を行ってください。
3	○		12	第1	6	(1)	②				敷地内樹木	敷地内の樹木は、令和3年度前半に本市が伐採予定である。とありますが、伐採後は、切り株などがどの程度残った状態となっているのでしょうか。	本市が実施する樹木伐採は、地表面から30cm程度の高さで事業予定地内の全ての樹木を伐採する予定です。
4	○		12	第1	6	(1)	②				敷地内樹木	第2回要求水準書に関する質問への回答(No.2)にて、本市の土壤汚染対策工事において伐根を行います。とありますが、どの樹木が該当するのか、ご提示ください。	要求水準書資料4「事業予定地測量図」に示した「K02」の地点から下水道用地及び事業予定地内を東に向かって40m、南に向かって30mの範囲にある樹木について、土壤汚染対策工事において伐根を行います。なお、事業予定地内の樹木状況については、別紙「事業予定地の樹木状況(令和3年1月5日時点)」も合わせてご参照ください。
5	○		12	第1	6	(1)	②				敷地内樹木	第2回要求水準書に関する質問への回答(No.2)にて、本市の土壤汚染対策工事において伐根を行います。とありますが、汚染エリアに囲まれた樹木や近接した樹木なども、根の張りを鑑みると汚染エリアに含まれると考えられますが、これらの樹木も貴市で対応いただくという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問への回答NO.4をご参照ください。
6	○		12	第1	6	(1)	②				敷地条件	不発弾調査の結果、不発弾が発見された場合の処置や撤去について、その費用は令和2年9月4日(修正版)実施方針に添付の資料1「リスク分担表」に示されているNo.42やNo.43に従い立川市様の負担でしょうか。また、処置撤去に要する期間が工事工程に影響する場合も上記と同様と解して工期延伸されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段：事業契約約款(案)第23条第6項のとおりです。 後段：事業契約約款(案)第30条のとおりです。
7	○		12	第1	6	(1)	②				敷地条件	必要に応じて行う不発弾の追加調査は、新築、仮設含めて干渉部分のGL-10mまでは調査を行うと解釈して宜しいでしょうか。不発弾調査の深さとしてローム層(GL-3m程度)まで等、緩和措置はないでしょうか。	本施設に対する提案内容を踏まえて、事業者において必要と考える深さの追加調査を行ってください。
8	○		12	第1	6	(1)	②				敷地条件	敷地内樹木の欄に「伐根は、本市が行う土壤汚染対策工事及び国が行う地下埋設物調査の範囲(事業契約締結後に示す)を除く部分について、事業者が行うこと。」との記載がありますが、事業契約締結後に立川市及び国から示される土壤汚染対策工事・地下埋設物調査範囲につきましてその範囲が示されない場合、事業者実施の伐根に要する費用や期間の想定が困難なため現段階で想定している範囲を教示願います。	要求水準書に関する質問への回答NO.4をご参照ください。

要求水準書に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
9	○		12	第1	6	(1)	②				敷地条件	令和2年10月7日に公開されました参考資料11において示されました「新学校給食共同調理場用地土地調査委託報告書」P21に磁気探査をGL-10mまで実施しておりますが、要求水準書p12不発弾調査においては、地下構造物のための山留め杭打設部分も根入れ深さは調査が必要でしょうか。	本施設に対する提案内容を踏まえて、事業者において必要と考える深さの追加調査を行ってください。
10	○		27	第2	1	(4)	②	イ		b	換気設備	調理エリアには、「外気を取り入れる換気設備にも温度調節可能な機能を付加すること。」との記載がありますが、省エネの取り組みとして厨房の排気フードに給排気型フードを採用することは可能でしょうか。フードに送気する外気は大部分が室内へ給気されることなく排気フードにより排出されるシステムです。	事業者の提案によるものとします。ただし、運用上の支障が無いことを十分に確認してください。
11	○		27	第2	1	(4)	②	イ		b	換気設備	調理エリアで発生する蒸気を建物外へ排出するため、機械換気を行う必要がありますが、空気量のバランスを保つため同量の空気を屋外から取り込む必要があります。『要求水準書』及び『令和2年11月10日の要求水準に関する質問への回答のNo.24』でお示し頂いている通りの内容で設備を構成しますと、換気として用いる空気にも空調を行う必要があります。外気を空調した空気を室内に取り込み、蒸気と共にすぐに室外に排気するため、室内温度にほとんど影響を与えられずエネルギー効率の悪化につながります。エネルギーコスト、施設の建設コスト、維持管理コストが増大する要因となってしまうことから、室内で結露が発生しないことを条件に、効率のよい空調システムとして、空調を行わない給気のシステムを提案することは可能でしょうか。	外気を取り入れる際に温度調節が可能な機能があれば、事業者の提案によるものとします。ただし、火気使用室の換気量等、法規等を良く確認した上で計画を提案してください。
12	○		32～34	第2	2	(1)	①、②	ア、イ			本施設	5.遵守すべき法制度等【本市以外の定める関連する要綱・基準等】 ロ 学校給食衛生管理基準(平成21年文部科学省告示64号)の別添に学校給食施設の区分が内容と共に記載されていますが、P.32以降に記載のエリアと室名を優先として考えて宜しいでしょうか。例えば、更衣室は、要求水準書では冷暖房なし、学校給食衛生管理基準では調理場のため冷暖房あり、と解釈が異なってきます。	要求水準書に記載のエリアと室名は、学校給食衛生管理基準別添「学校給食施設の区分」と名称等の違いはありますが、必要な設備等に対する考え方に相違はありません。なお、要求水準書において、本施設の更衣室を冷暖房なしとする旨の記載はありません。
13	○		39	第2	2	(1)	⑦	イ		c	フェンス等について	西側のフェンスについて、「事業予定地西側及び南側に隣接する下水道管理敷地との間にはフェンスは設けないこと。」とありますが、セキュリティの面を考慮し、北側歩道から下水道埋設敷地及び新調理場敷地に部外者が入らないように、現給食調理場と新調理場の間の下水道埋設敷地の北側にフェンス・扉等を設置して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	フェンス等の設置を含めた部外者等の侵入防止対策を検討しています。
14	○		50	第3	2	(1)					業務期間	本施設の建設工事は、本市の事業予定地の取得日(令和4年5月頃を予定)以降に着工し、本施設の建設・工事監理業務は、開業準備期間に間に合わせるように令和5年7月21日までに完了し、本施設を本市に引き渡すこと。とありますが、貴市が令和3年度に実施する「各種調査」・「土壌汚染対策工事」・「既存樹木伐採工事」・「西・南側隣接地の公共下水道工事」は、令和4年5月頃時点で完成しているという理解でよろしいでしょうか。	本市が実施する「不発弾調査」、「埋蔵文化財調査」、「樹木伐採」及び「土壌汚染対策工事」については、令和3年度中に完了することを予定しています。 「西・南側隣接地の公共下水道工事」については、令和4年度中に下水道管の埋設を完了し、令和5年夏頃までに舗装等の表層整備を完了することを予定しています。

要求水準書に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	本編	添付資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a	項目等	質問内容	回答
15	○		53	第3	3	(5)	①			d	建設工事	令和2年12月9日に公開されました入札説明書等に関する質問への回答(第2回)の要求水準書への質問に関する回答No.22～No.28には一貫して「航空法に基づく高さ制限の範囲内での工事が必要」との考えが示されていると存じます。 回答を踏まえて再々度検討しましたがやはり通常どおりの施工は困難であり、夜間作業など条件付きで鉄骨建方、機械設備の揚重における施工制限が緩和されることが建設工事期間を遵守するうえで必要です。 何らかの緩和措置や工期遵守に寄与するノータム申請が受理されるべく立川市様が自衛隊側に強力に働きかけていただけます様、強く要望します。	立川飛行場の航空法に係る物件の高さ制限の範囲内での工事をお願いします。落札事業者の決定後、工期や工事計画等について、本市及び落札事業者から陸上自衛隊立川駐屯地への説明等を行う予定です。
16	○		74	第5	1	(7)	②			h	業務従事者	「事業者は、調理業務従事者のうち10人以上は、学校給食共同調理場等での調理業務の実務経験が3年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置すること。」とありますが、調理業務従事者のうち10人以上の中には、P.73記載の②業務従事者(運營業務の総括責任者、調理責任者、調理副責任者、食物アレルギー対応食調理責任者、食品衛生責任者)を含めてよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	○		84	第5	5	(4)				i	その他	要求水準書P.84にて「学校でノロウイルスが懸念される嘔吐が発生した場合は、「資料28立川市学校給食衛生管理基準」に基づき、学校職員が食器等の消毒処理を実施するため、翌日、配送車により当該食器等を回収すること。」とあります。また、P.86(4)bにて「ノロウイルスが懸念される嘔吐発生時の嘔吐物の処理は、学校職員が実施するため、配膳員は携わらないこと。」とあります。学校にてノロウイルスが懸念される嘔吐が発生した場合、その食器等は当該学校にて市が洗浄・消毒を行い、翌日、事業者(配膳員に)に渡されるとの理解でよろしいでしょうか。また、資料18「厨房機器リスト」にある特別洗浄室では、当日の「当該クラスで使用したおう吐物がかかっていない食器具類一式」及び、食器等を洗浄するとの理解でよろしいでしょうか。	前段:お見込みのとおりです。 後段:当日の「当該クラスで使用した嘔吐物がかかっていない食器具類一式」及び回収後の「嘔吐物がかかった当該食器具類一式」の洗浄を想定しています。
18		18	4								厨房機器リスト	<洗浄室>No.21食缶消毒保管機(冷却機能付)と記載がありますが、冷却機能は必須の要求水準でしょうか。	事業者の提案によるものとします。要求水準書資料18「厨房機器リスト」は提案の参考として示した資料であり、機器の種類、メーカー等を指定するものではありません。
19		29									配送校施設台帳	立川第一中以外の学校に「少人数教室」と記載がありますが、こちらの教室にも給食を配膳する想定との理解で宜しいでしょうか。	現時点では想定していません。

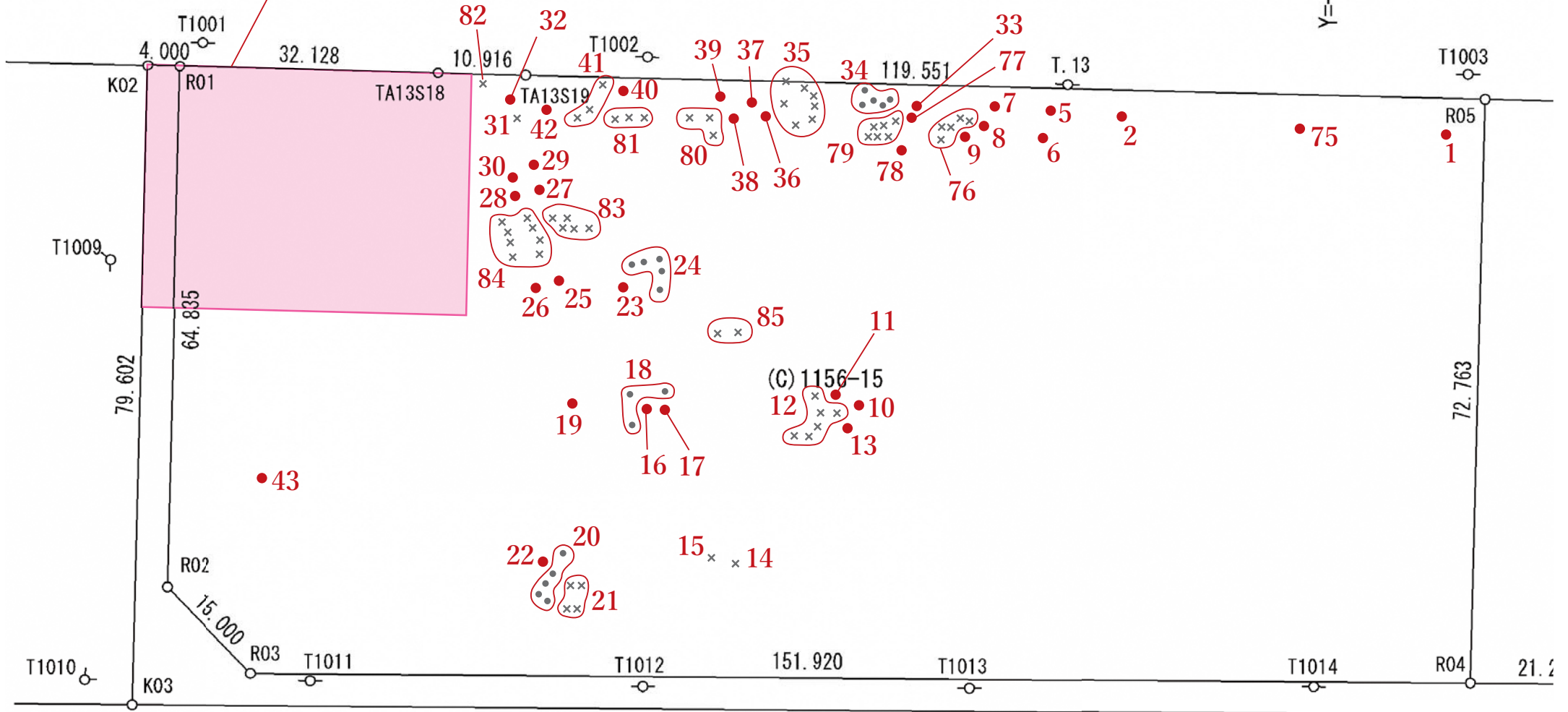
別紙 事業予定地の樹木状況（令和3年1月5日時点）

番号	種別 中木(3m未満)・ 高木	高さ cm	幹周 cm	本数	
				本	枝数など
1	高木	1200	385	1	
2	高木	1400	294	1	2
3					
4					
5	高木	600	45	1	
6	高木	600	40	1	
7	高木	800	154	1	5
8	高木	800	45	1	
9	高木	500	30	1	
10	高木	700	95	1	4
11	高木	800	294	1	5
12	中木	280	10	6	
13	高木	700	291	1	12
14	中木	280	10	1	
15	中木	280	10	1	
16	高木	800	466	1	9
17	高木	550	25	1	
18	高木	300	42	3	3
19	高木	300	63	1	4
20	高木	400	42	5	3
21	中木	280	10	4	
22	高木	500	53	1	3
23	高木	900	245	1	5
24	高木	400	25	5	
25	高木	700	270	1	7
26	高木	700	95	1	5
27	高木	400	25	1	
28	高木	450	30	1	
29	高木	500	30	1	
30	高木	450	63	1	3
31	中木	280	10	1	
32	高木	450	56	1	5
33	高木	1000	280	1	3
34	高木	800	30	5	
35	中木	280	10	7	
36	高木	900	55	1	
37	高木	900	98	1	2
38	高木	900	126	1	6
39	高木	900	95	1	3
40	高木	400	66	1	5
41	中木	280	10	3	
42	高木	450	49	1	2
43	高木	1200	350	1	
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					

番号	種別 中木(3m未満)・ 高木	高さ cm	幹周 cm	本数 本	備考 枝数など
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75	現状切り株	現状切り株	385	1	
76	中木	280	10	5	
77	高木	600	53	1	3
78	高木	500	25	1	2
79	中木	280	10	6	
80	中木	280	10	3	
81	中木	280	10	3	
82	中木	280	10	1	
83	中木	280	10	5	
84	中木	280	10	8	
85	中木	280	10	2	

本市が土壌汚染対策工事で
抜根を行う範囲

Y=-39000.000



立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

様式集(入札書類審査)に関する質問への回答

令和3年1月8日

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	市回答
1	○	A-1、 A-2、 A-5	1	(2)	①	入札書類審査に関する提出書類	2穴の紙製ファイルに綴じて、表紙と背表紙に事業名、書類名(=入札書類審査に関する提出書類または様式名)、入札参加者名、正副の別を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。書類名は、「入札書類審査に関する提出書類」とご記入ください。
2	○		1	(2)	④	CD-R	提案書はすべて匿名で書いて正本のファイルにのみ社名対応表を付ける予定ですが、この場合、CD-R(2枚)も、匿名で書いた正本と社名対応表を保存するというのでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3		A-2				入札参加者構成表	様式1-1参加表明書を提出した際に備考の注意書きに基づいて構成企業欄には東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録している代理人名を記載しました。 入札書類審査に提出する様式A-2(入札参加者構成表)につきまして構成企業欄への記載方法を質問します。 ①構成企業の担当者は代表者(代表取締役社長)がいる組織(本社)に所属していますが、商号・名称・所在は代理人を記載し担当者欄を実態に応じて本社の所属等を記載すべきか。 ②担当者の所属に合わせて称号・名称・所在は本社の記載とすべきか。 ③応募者の任意で良いか ④その他記載指示がある。 のいずれでしょうか。	「商号又は名称」及び「所在地」は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録している代理人の情報を記載してください。「担当者」は、実際に担当する者の実態に応じた所属等を記載してください。なお、代理人と担当者の組織が異なる場合は、「担当者」にその旨が分かるように記載してください。
4		F-3			②	手作り給食への対応	「日ごとの献立に応じて1つ1つ丁寧に調理するために必要となる人員体制や調理工程等について、具体的な方策が提案されているか」との評価視点となっておりますが、丁寧な手作り給食を実施するためには、きめ細かい調理工程が重要だと考えておりますので、添付資料としてA3版1枚の調理工程表を提案させて頂きたいのですが、よろしいでしょうか。	添付資料での提出は不可とします。指定された様式の枚数制限の中で提案してください。
5	○	J-17				日影図(時間及び等時間)	建設予定地は日影規制がないため、日影図を作成する際の条件(緯度、経度、計算時、計算日、日影時間、測定面等)は以下の通りで宜しいでしょうか。 緯度:36度00分 経度:139度45分 計算時:8時~16時(1時間毎) 計算日:冬至日 日影時間:3時間(5mライン)・2時間(10mライン) 測定面:GL+1.5m	緯度、経度、計算時、計算日については、「東京都日影規制条例とその解説(東京建築士会)」を参考として設定してください。また、敷地の北側に第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域があることから、以下の条件で日影図を作成してください。 日影時間:3時間(5mライン)・2時間(10mライン) 測定面:GL+1.5m、4.0m
6						入札書類審査書類における記載内容の留意点	「提案にあたっては、内容及びその効果がわかりやすいように具体的に工夫を施すこと～」とありますが、この留意点については指定様式についても該当するかと考えてよろしいでしょうか?ご教示ねがいます。	お見込みのとおりです。
7						添付資料について	質問への回答で、「リスク分析にかかる詳細表、保険評価書、関心表明書、金融機関からの関心表明書または融資確約書」(11月10日)と「配送・回収表」(12月9日)の資料添付が認められました。それぞれの資料を添付する位置は、事業者の判断でよろしいでしょうか。(例えば、配送・回収表は様式F-4の直後、関心表明書は厚いので基礎審査項目チェックシートの後に纏めるなど)	事業者の提案によるものとします。